

京都市告示第155号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年6月13日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	東九条10号線	南区東九条北松ノ木町44番地の3地先 同町44番地の4地先		

(建設局土木管理部道路明示課)